

追加議案及び説明 並びに参考資料

令和5年9月定例会

池 田 市

目 次

議案第 7 7 号 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部改正について	1
説 明	3
参 考	4

議案第 77 号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 26 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例（案）

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成２６年池田市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第３５条第３項中「第６条第２項中」の次に「「認定こども園又は幼稚園」
とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 特別利用教育の基準に係る規定について、所要の整理を行うものであること。

(第 35 条の改正関係)

- 2 この条例は、公布の日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第77号 参 考

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第34条（略） （特別利用教育の基準） 第35条（略） 2 （略） 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。	第1条～第34条（略） （特別利用教育の基準） 第35条（略） 2 （略） 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>認定こども園又は幼稚園</u>」とあるのは「<u>特別利用教育を提供している施設</u>」と、「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

改 正 前

第36条～第52条 (略)

改 正 後

第36条～第52条 (略)